

再チャレンジ支援講座修了

いきいき出前講座

男女共同参画室と働く婦人の家主催による、再チャレンジ支援講座が9月3日～10月8日の期間中全6回開講され、市内の男女18名が受講しました。

この講座は出産や子育てのために離職した女性などの再就職支援を目的に開催したもので、第1回講座では県の男女共同参画センター 晴山玲美さんを講師に「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」について学びました。

晴山さんは、「日本人は残業時間が世界のトップクラスだが労働生産性は最低クラス、ライフ(生活)バランスがとれてこそ仕事のモチベーションが上がり、効率・生産性も上がる。恋愛、結婚、人間関係、遊びや趣味、お金、健康など、一人ひとり価値観が違うことを理解して、自分にとって大切なものをクリア(明白)にすること。ライフバランス



面接のトレーニング

は自分自身のもので他人のライフバランスは参考にするにとどめ、他人と比較しないこともポイントの一つと話されました。以降、ジョブカフェ気仙の須賀定さんと今野淑恵さんによる面接の仕方・履歴書の書き方、ワープロP I a n T R Mによるパソコン講座、ひまわり化粧品店によるビジネスメイクなどを学びました。

● 育児・介護休業法改正(平成21年7月公布 ※10月20日現在一部施行)

少子化対策の観点から、仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境整備が柱となっています。

● 子育て期間中の働き方の見直し

- 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化しました。
- 子の看護休暇制度を拡充しました(小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)。

● 仕事と介護の両立支援

- 介護のための短期の休暇制度を創設しました(要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)。

● 父親も子育てができる働き方の実現

- 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2ヶ月までの間に、1年間育児休業を取得可能としました。
- 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能としました。
- 配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止しました。

● 実効性の確保

- 苦情処理・紛争解決の援助や調停の仕組みを創設しました。
- 勧告に従わない場合の公表制度や、報告を求めた場合に報告をせずまたは虚偽の報告をした者に対する過料を創設しました。

暴力根絶のシンボルマーク



暴力は犯罪です

DV等相談窓口

◇市役所本庁1階 保健福祉課

平日 9:15~16:00

Tel. 27-3111 内線 183

◆大船渡警察署生活安全課

無休(24時間) Tel. 26-0110

◆大船渡地方振興局保健福祉環境部福祉課

平日 9:00~16:00 Tel. 27-9913 内線 213

◆岩手県福祉総合相談センター

平日 8:30~18:00 019-629-9610

夜間 18:00~22:00 019-652-4152

土日祝 9:00~22:00 //

◆岩手県男女共同参画センター

火・金 9:00~20:00 019-606-1762

上記以外 9:00~16:00 //

◆内閣府 全国共通 DV ホットライン

Tel. 0120-956-080 (フリーダイヤル)

◆内閣府'配偶者からの暴力被害者支援情報'

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/>

■職場でのセクハラ・性差別などに関する相談

岩手県労働局雇用均等室

平日 9:00~17:00 019-604-3010